

○東京湾横断道路における管轄区域及び警察官の職権行使に関する協定について

(平成9年11月7日
例規(警)第17号警察本部長)

各部長・参事官・所属長

千葉県公安委員会、神奈川県公安委員会及び東京都公安委員会（以下「協定都県公安委員会」という。）の間において、東京湾横断道路における管轄区域及び警察官の職権行使に関する協定（平成9年11月7日付け。以下「公安委員会協定」という。）が締結されたことに基づき、千葉県警察本部長と神奈川県警察本部長との間において、東京湾横断道路における管轄区域及び警察官の職権行使に関する協定の細目的事項の協定（平成9年11月7日付け）を締結したが、公安委員会協定における管轄区域及び移動警察等に関する職権行使の区域（以下「交通協定区域」という。）の設定の趣旨及び解釈は、次のとおりであるから運用上誤りのないようにされたい。

記

第1 趣旨

東京湾横断道路（以下「協定道路」という。）の供用開始に伴い、当該道路における千葉県警察、神奈川県警察及び警視庁（以下「協定都県警察」という。）の管轄区域を明確にするとともに、警察法（昭和29年法律第162号）第66条第2項及び警察法施行令（昭和29年政令第151号）第7条の3第2項第1号の規定に基づき、協定道路における交通の円滑と危険の防止を図るための警察官の職権行使について定めるものである。

第2 解釈

1 管轄区域について（第1条関係）（別図参照）

(1) 管轄区域の明記

東京湾には、千葉県、神奈川県及び東京都の行政境界がなく、協定都県警察の管轄区域が明確でないことから、協定道路に限って、これを管轄する警察及び管轄区域を定め、管轄責任を明確にした。

(2) 協定道路を管轄する警察

協定道路が千葉県木更津市と神奈川県川崎市を結ぶ道路であることから、当該道路は、千葉県警察及び神奈川県警察（以下「両県警察」という。）が管轄することとした。

なお、千葉県警察の管轄区域に係る協定道路は、木更津警察署が管轄するものとし、高速道路交通警察隊は、千葉県警察の組織に関する規則（平成6年公安委員会規則第15号）第41条に掲げる事務を処理することとした。

(3) 管轄区域の境界

両県警察の管轄区域の境界は、千葉県知事、神奈川県知事及び東京都知事が昭和63年12月9日に締結した協定で定める建設省所管公共用財産使用許可区分線に準拠して設定した。

管轄区域の境界は、上り線と下り線に分離されたトンネル部となり、それぞれ協定道路の起点からの距離で表した。

2 交通協定区域の設定（第2条関係）

協定道路が両県警察の管轄区域にわたる自動車専用道路であることから、交通の円滑と危険の防止を図るためには、両県警察の警察官が当該道路において広域的な職権行使を行うことが合理的である。そこで、警察法第66条第2項及び警察法施行令第7条の3第2項第1号の規定に基づき、協定道路の所要の区域を交通協定区域として定め、交通協定区域内の事案については、両県警察の警察官が交通取締り等に関する職権を行使できることとした。

東京湾横断道路における管轄区域及び交通協定区域

(平面図)

